

高砂市子ども食堂認証事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども食堂の取組を支援する事業を実施するに当たって、高砂市（以下「市」という。）が子ども食堂の認証及び登録をすることにより、子ども食堂の一層の普及と定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども食堂」とは、子どもの居場所づくりを目的に、地域の子どもの保護者等に対し無料で又は低料金による食事等の提供を行い、これらを通して子どもの健やかな成長を支えとともに、子どもが地域の人々とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができる場所として開設されるものをいう。

2 この要綱において「高砂市子ども食堂」とは、子ども食堂のうち第4条各号に掲げる要件に適合し、市が認証及び登録をしたものをいう。

3 この要綱において「運営主体」とは、子ども食堂を運営する団体をいう。

(事業内容)

第3条 市は、高砂市子ども食堂について、開催に係る周知、運営主体間の情報共有、助言等の必要な支援を行う。

(高砂市子ども食堂の要件)

第4条 高砂市子ども食堂は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 開催場所が高砂市内であること。
- (2) 実施方法が別表に定める要件を満たすこと。
- (3) 運営のための人材確保を運営主体が行うこと。
- (4) 運営中の事故及び苦情等に関する責任は、運営主体が負うこと。
- (5) 個人情報を取扱う際には、必ず使用方法について本人の同意を得ること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行う者や団体でないこと。
- (7) 営利活動、宗教活動及び政治活動に利用しないこと。
- (8) 開設する者又は団体が暴力団（高砂市における暴力団の排除の推進に関す

る条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)と関係を有しないこと。

(認証の申請)

第5条 運営主体は、認証を受けようとするときは、高砂市子ども食堂認証申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認証の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請の内容が第4条各号に掲げる要件に適合するときは、高砂市子ども食堂認証通知(様式第2号)により当該申請をした運営主体に通知し、認証及び登録をするものとする。

(変更届)

第7条 認証を受けた運営主体は、開催場所や開催回数等高砂市子ども食堂の登録内容に変更があった場合は、その都度、高砂市子ども食堂変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第8条 認証を受けた運営主体は、高砂市子ども食堂の運営の実施結果について、高砂市子ども食堂実施報告書(様式第4号)により毎年度末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認証を受けた運営主体は、次条の規定により認証の取消しを受け、又は高砂市子ども食堂の開催を中止した場合は、その時点で高砂市子ども食堂実施報告書を市長に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第9条 認証を受けた運営主体は、認証を受けた高砂市子ども食堂について認証の取消しを受けようとするときは、高砂市子ども食堂認証取消届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、高砂市子ども食堂が第4条各号に掲げる要件に適合しないと認めた場合は、認証を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により認証を取り消すときは、高砂市子ども食堂認証取消通知(様式第6号)により、認証を受けた運営主体に通知するものとする。

(認証の効力)

第10条 認証は、前条第3項の規定による通知をするまでの間、その効力を有するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（様式第3号（第7条関係）高砂市子ども食堂変更届について）

別表（第４条関係）

実施方法の要件一覧

実施方法の要件	
1	月に１回以上開催すること。ただし、荒天その他の子どもの安全を確保するためやむを得ない事情により子ども食堂の開催ができなかった場合は、この限りでない。
2	１回当たりの子ども、その保護者及び地域住民が合わせて１０人程度参加できる規模で開催すること。
3	子ども食堂の開催時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
4	子ども食堂で提供する食事は、原則として運営スタッフ、ボランティア等又は参加者が調理した栄養バランスのよいものとする。
5	運営主体は、市等の関係機関と連携を図るとともに、参加者から相談があった場合等には、必要に応じ当該関係機関につなぐよう努めること。
6	利用料金を徴収する場合は、地域の実情及び子ども食堂の目的等を勘案して、運営主体が決めること。
7	子ども食堂において、特定の思想の普及、政治的主張及び宗教の普及を行わないこと。

備考 この表に定める要件を全て満たすこと。